# 教職課程の概説科目におけるレポート課題の基盤知識形成効果の検証(2):法律学概説などの成績分布から学修過程の考察へ

畑 浩 人 (2014年12月5日受理)

# The Verification of Some Effects of Written Assignments on Realization of Baseline Knowledge in a General and Comprehensive Subject at Teacher-training Course (2): the Statistical Analysis of Performances in the Introduction to Jurisprudence and so forth

#### Hiroto HATA

**Abstract.** Following my last year's report, I put the old and new data into the same statistical charts and analyzed some learning patterns and intellectual changes of students in my classes during last 4 years. Since there were little statistically significant differences between the scores of students who answered questions about the same case at the final examination as their reports' themes and the ones of those who did questions distinct from the themes they had dealt with in their reports, it turned out that the knowledge acquired by writing a few reports was almost equal in both quality and quantity to that obtained by preparation just before examination.

In the supplementary chapter, I introduce also the performances of the simple knowledge test on separation of the powers which I got about 10 years ago in other subjects for freshpersons. As a result, the undergraduates had so wider distribution of basic knowledge that it would be difficult to set our sights strictly on the majority of students. So we, university teaching staff, must recognize the necessity to investigate their epistemic multilevel structure and sociological valuables (sex, grade, major, etc.) that would have a certain influence on their performances, and on that basis design and advance our instructions.

#### 1 今回の課題

この10年間の情報技術の発展により、必要な情報の入手や伝達がとくに電子的手段を通じて24時間活用できるようになり頗る便利になったものの、そのような情報の洪水のなかで大学教員はいったい何を教え、学生は何を学ぶのかという取捨選択の作業は、ますます困難になりつつあるように思われる。そこでは機器の活用方法に追従することもさることながら、教員と学生との間の意思伝達において常日頃からの創意工夫が双方ともに必要であろう。

前稿(畑2014)では担当する講義科目での2年間の成績変動の分析から、いろいろな期待を込め

つつも安易にレポートを課すのみでは基盤知識の 形成を阻害しかねない危険性を示唆した。今回, 同じ授業について散逸していた2010年度後期と 新しく2013年度の成績が利用できるようになっ たので,前回データの前後をはさむ形で4年度に わたるデータを整理したうえで,昨年度に抽出さ れた,いくつかの仮説の検証を試みたい。主要な ものは次の3つである。

- (1) テキストの章ごとのテーマからレポートを書いたとしても、期末試験で同じテーマの問題が出されているのに、必ずしもそれを選択しない。
- (2) また、レポートと同じテーマの試験問題を選

択したとしても、必ずしも好成績を挙げられる わけではない。

(3) したがって、レポートの作成は、一定の限られた基盤知識形成効果しか持たない。

これらは部分否定が多いので中途半端な命題群であるが、それらの大前提には「レポート作成には基本的に良い効果がある」という想定があり、それがかなり裏切られたというわけである。もちろん、レポートには前稿で挙げたように多様な目標があり(畑: 44)、提出自体が点数化されるので肯定的な成果もたくさん持っているのであるが、授業の基本目標である学問的な知識の伝達に貢献しない側面があることの確認と反省が本稿の結論であり、また、それらはその原因や克服策をめぐって今後の課題考察の出発点にもなるであろう。

# 2 レポート提出と成績結果の概況

2011年度からは2回課しているレポートのテーマ選択と試験での選択肢問題解答における偏りやばらつきについては表1を参照。

いずれにおいても選択の多寡は生じているが, レポートについては序章の選択が少ない点を除け ば、相当なばらつきもある。

つぎに、選択したテーマで書いたレポートの各 点数と、それに応じた期末試験での平均点は**表2**  を参照。

レポートについては、とくに事件10,18などは 題材が最先端で論理も複雑になっているせいか、 やや低い目の点数になっているものの、その他の 平均点はばらついている。また、期末試験につい ては、あるテーマでレポートを書けば、一貫して 期末の成績も良好になるといったような、テーマ 特有の学修促進効果までは見受けられない。

なお、2013年度は期末試験の点数が上昇している。というのも、それまで主要な学修事項を毎回7つ程度に絞って整理してきたつもりが、講義ではそこからの解説が多すぎて、けっきょく要点がほやけてしまうような混乱が生じてきたので、いちおう提示はしておきながらも、裏付けや発展的な説明を減らして重要項目も3~5つくらいだと指摘するように努めてみたからである。とくに試験の論述自体も事件ごとの法学的な意義を3つ抽出する形式なので、ここ数年間決まりきった内容と形式で試験しているにもかかわらず満点にはまだ遠いけれども、手綱を緩めることで少し習熟度が改善されたものと思われる。(1)

# 3 成績結果の分析

## 〈レポート成績と各試験問題の点数との関連〉

点数間の関連をみると (表3), レポートの点

表1 テーマ別、レポート提出者と期末試験回答者の分布(人数)

		2010	年度	2011年度		2012年度		2013年度	
章	出題テーマ	レポート	期末試験	レポート	期末試験	レポート	期末試験	レポート	期末試験
序	審級制度, 裁判員制度など	0		5		1		0	
1	憲法統治:衆議院定数不均衡訴訟	12	共通 B 81	8		8		5	共通44
2	憲法人権:税関検査	14		15	共通 B 85	6	12	3	
3	行政法:情報公開条例	18	X 14	6		6		6	Y 5
4	民法:自動車事故損害賠償請求	18		16		8	4	3	
5	民法: 隣人訴訟	19	X 34	19	共通85	10	21	16	
6	民法家事:別居親と子の面会交流	21	X 19	12		14		9	Y 2
19	国際私法:国際離婚	16		9		8		2	
9	経済法:インサイダー取引の規制	12	Y 8	5	10	6	共通55	2	
10	民事訴訟:証拠文書の提出命令	11		3		1		2	B 2
11	民事訴訟:破産と免責	19	X 14	10		10	4	6	B 11
12	刑法:安楽死	31	Y 40	23		9		13	Y 7
13	刑法:死刑の適用基準	18	Y 24	17	43	11	14	11	Y 30
14	刑事訴訟:第1審無罪外国人の再勾留	8	Y 9	11	33	5		4	
15	労働法:男女昇格差別	18		10		11		4	
18	国際法:国家免除	6	共通 B 81	7		3	共通 B 54	2	B 30
	延べ合計人数	241	選択2問	176		117		88	選択2問

平均と標準偏差 15.1/6.85

.85 11.0/ 5.47

7.3/ 3.53

5.5/ 4.37 Bは語句説明

表2 レポートで選択したテーマ別、レポートと期末試験の平均点

		2010	年度	2011年度		2012年度		2013年度	
章	レポートのテーマ	レポート	期末試験	レポート	期末試験	レポート	期末試験	レポート	期末試験
0	審級制度、裁判員制度など			10.2	26.0	14.0	39.0		
1	憲法統治:衆議院定数不均衡訴訟	8.0	35.1	13.4	33.3	14.5	25.6	14.0	40.2
2	憲法人権:税関検査	8.1	34.3	12.7	33.8	14.8	23.5	15.0	44.0
3	行政法:情報公開条例	8.3	31.9	13.8	42.3	14.0	26.0	14.5	44.8
4	民法:自動車事故損害賠償請求	8.3	33.3	13.0	35.7	14.4	27.3	13.3	43.7
5	民法: 隣人訴訟	8.2	32.1	12.8	35.6	14.5	29.6	12.3	38.9
6	民法家事:別居親と子の面会交流	8.6	32.6	11.2	28.3	14.3	25.2	13.7	39.7
19	国際私法:国際離婚	8.2	34.8	13.6	34.6	14.3	26.1	15.0	38.0
9	経済法:インサイダー取引規制	8.7	36.5	11.4	33.4	12.4	24.4	14.5	54.0
10	民事訴訟:証拠文書の提出命令	7.7	29.7	10.3	38.0	10.0	23.0	11.5	40.0
11	民事訴訟:破産と免責	8.1	31.9	12.6	29.3	12.7	27.0	11.3	45.2
12	刑法:安楽死	7.7	34.3	11.4	32.3	13.3	25.9	12.6	40.6
13	刑法:死刑の適用基準	8.3	32.4	12.6	37.1	12.8	26.7	13.5	39.2
14	刑事訴訟:第1審無罪外国人の再勾留	8.0	30.9	12.9	38.8	12.6	28.6	12.8	33.0
15	労働法:男女昇格差別	8.1	32.3	13.1	31.6	12.5	26.2	13.5	41.5
18	国際法:国家免除	8.8	34.5	12.3	33.9	10.0	25.3	10.5	36.0
	全体の平均	8.2	33.1	12.4	34.0	13.5	26.5	13.1	40.6
		2# .H 10	245 E 70	245 JH 4 F	2# .H: #0	Add the size	245 Jr 70	245 JE 15	2# .H =0

満点 10 満点 70 満点 15 満点 70 満点 15 満点 70 満点 15 満点 70

表3 各点数間の相関係数

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
レポート点数間	0.516 **	0.578	0.535	0.777
レポート点数合計と試験成績	0.239	0.458	0.222	0.233
レポート点数合計と語句説明問題 A	0.141	0.030	0.084	0.153
レポート点数合計と語句説明問題 B	0.243	0.328	0.322	0.015
レポート点数合計と事件解説問題 X	0.204	0.176	0.090	0.000
レポート点数合計と事件解説問題Y	0.060	0.507	0.018	0.366
事件解説問題の点数間	0.376	0.458	0.138	-0.008

※ レポートを3度課した年度なので第1回レポートと第3回との間の相関係数。第1回と第2回は0.440. 第2回と第3回は0.536。

数の間には4年度間を通じて比較的強い相関があるので、その限りでは受講者間に一定の巧拙があるといえる。次に、レポートの合計点数と期末試験結果との関係をみると、2011年度に少し相関がみられるものの、その他の年度にはかなり弱い相関しかないので、レポートが上手だからといって期末の説明問題で必ずしもうまく書けるわけではない。

期末試験の形式は語句説明2問と事件解説2問に設定してある<sup>(2)</sup>ので、さらにレポート点数と各問題の成績との関連をみると、語句説明Aではここ3年度は上訴制度を尋ねることにしているのであるが、講義冒頭の序章で触れられており、レポートのテーマとは直接の関連が薄いと思われているせいか、相関がかなり低い。<sup>(3)</sup>

語句説明 B は国家免除の定義などいちおう事件と関連のある問題なのでレポート点数との弱い相関がみられるが、2013年度にはない。これは最終回の授業で時間の関係から事件解説を端折ったため、この事件 18 については章題の定義を問う程度しかないだろうと出題を示唆したために、多くの受験者が準備してくれていたようで、レポート作成の有利さが薄れたのだと思われる。事件解説 X とレポートとの関連については、2010年度(民事系の選択問題)と2011年度には教育活動と関連が深いと示唆した事件5の隣人訴訟を含めたので少しだけ相関がみられるが、後の2年度は比較的レポートの少なかった事件からの固定問題にしたので相関がない。これらは普段はレポートの効果があったことの裏付けかもしれない。事件解説

Yについては選択肢があるので、レポートとの一定の相関が期待されたが、2010年度と2012年度には相関がない。他方、2011年度と2013年度では4年度続けて出題している死刑の適用要件を取り扱った事件13の連続射殺魔事件に解答者の選択が集中したために(各年度3択の50%、5択の68%)、一般的なレポート作成能力との関連が強まったようである。

最後に事件解説問題2つの間の成績の相関については、レポート間にはあったような一定の相関があるかと思いきや、2012年に弱くなり、2013年度にはなくなってしまった。これは事件解説の共通問題のほうに原因があるようで、2012年度の事件9インサイダー取引と2013年度の事件1議員定数不均衡訴訟からの出題とが受講生には意外だったようで、準備不足のせいか総じて成績が悪く(満点25で各平均7.2点、12.2点)、その結果比較的準備効果の出る選択問題での成績との関連が薄まったようである。

以上の結果から、レポートの作成体験は期末試験の成績に一定の影響を残してはいるものの、さ

ほど強いものではないことがうかがわれる。

# 〈レポート体験合致者と非合致者との比較:再考〉

次に、レポートの選択テーマと期末試験の問題内容とが合致した場合の成否を確認してみる(表4)。

総じて各類型の標本数が25未満と少ないため 合致者と非合致者との間で平均点に統計上の有意 差があることの判定がしにくいが、2010年度の事 件18国家免除についてはt検定により両側0.1% 水準で有意差が見受けられた。

そこで、事件解説の選択問題について合致者全員と非合致者全員との平均点の差異を標準正規分布に従うと仮定した検定統計量により算出してみたところ(佐和1985: 185-187)、2010年度の事件解説問題 X (民事系、合致者33名の平均13.9点と非合致者46名の平均14.3点)でも、Y (刑事系、合致者41名の平均14.4点と非合致者40名の平均12.9点)でも有意差はみられなかった(標準正規分布5.7%水準でかろうじて帰無仮説は受容された)。とくに、この年度はレポート作成の機会が3度あって、その際にテキストをよく読んで考察

# 表4 レポート内容と試験問題とが合致した場合とそうでない場合の平均点

※ ( ) 内の数字は人数。

統計上有意

章	テーマ		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
1	憲法統治:国会議員定数不均衡	合致	A 2.9 (12)			15.8 (5)
1		非合致	A 2.6 (69)			11.8 (39)
0	憲法人権:税関検査	合致		B 4.7 (14)	11.3 (3)	
2		非合致		B 4.0 (71)	12.0 (9)	
	行政法:情報公開請求	合致	13.0 (5)			- (0)
3		非合致	11.6 (9)			8.6 (5)
	民法:自動車事故損害賠償請求	合致			14.0 (1)	
4		非合致			10.0 (3)	
_	民法: 隣人訴訟	合致	15.2 (14)	15.7 (19)	15.5 (6)	
5		非合致	14.8 (20)	13.3 (66)	15.7 (15)	
	民法親族:別居親と子との面会交流	合致	12.9 (9)			18.0 (1)
6		非合致	15.6 (10)			22.0 (1)
	経済法:インサイダー取引	合致	17.0 (3)	15.0 (1)	7.4 (5)	
9		非合致	12.8 (5)	11.3 (10)	7.3 (49)	
10	民事訴訟: 文書提出命令	合致				B 7.0 (2)
10		非合致				B - (0)
1.1	民事訴訟:破産と免責	合致	13.0 (5)		16.0 (2)	B 8.0 (2)
11		非合致	14.9 (7)		12.0 (2)	B 6.3 (9)
10	刑法: 安楽死の成立要件	合致	15.2 (23)			20.0 (2)
12		非合致	11.9 (17)			15.4 (5)
10	刑法:死刑の適用基準	合致	12.8 (12)	14.3 (12)	13.0 (3)	17.1 (10)
13		非合致	13.9 (12)	12.4 (31)	12.6 (11)	15.2 (20)
	刑事訴訟:第1審無罪外国人の再勾留	合致	12.0 (3)	15.3 (8)		
14		非合致	13.5 (6)	11.9 (24)		
10	国際法:労働事件の国家免除	合致	B 7.0 (6)		B 5.0 (3)	B 7.0 (2)
18		非合致	B 2.4 (75)		B 1.8 (51)	B 6.5 (28)

B 7.0 (2) 2010 年度 B 6.5 (28) 両側0.1% 水準

満点25

語句解説 (A,B) は満点10

を深めていればレパートリーが多くなるし、しかも事件解説の選択問題群も2つで延べ8事件もの選択肢があったので、その後の年度よりも二重に有利であったように思えるが、それでもレポート作成と試験論述結果との強い関連性は見られなかった。

また、2013年度の事件解説問題でも、共通問題(問2)の合致群5名の平均15.8点と非合致群39名の平均11.8点にも、選択問題(問3)の合致群13名の平均17.6点と被合致群31名の平均14.4点にも有意差はなかった(いずれもt検定による)。さらに語句解説問題でも、2010年度の事件1、事件18、2011年度の事件2、2012年度の事件18、2013年度の事件10、11、18間の選択問題それぞれについて、レポートとの合致群と非合致群との平均点差に統計上の有意性は確認できなかった(表4参照。t検定)。

このように前回の2011年度と2012年度の分析 結果と同様に、レポート作成と試験の成績との間 に関連性がほとんど見られなかった。

#### 〈異選択者の有利さ?〉

前回の分析では非合致者のうち、レポートで内容を調べたテーマが試験問題の選択肢中にあるのにもかかわらず、あえて異なる選択肢を選んだ者を「異選択」として取り上げ、いくつかの成行まで検討した。しかし、学修過程の一連の流れを考えると、レポートで過去に、しかも断片的にのみ学修した発展的内容よりも、むしろ試験直前に集中的に学修したテーマを記述する方が試験では有利であるという見方のほうが素直なので、今回はことさら異選択者については取り上げない。

そこで順選択者との比較数字のみを挙げておくと、2010年度には、事件解説のX群が民事事件の4択で異選択者は44名、平均14.3点であったが、順選択者(合致者と同じ33名、平均13.9点)との間で平均点の差は統計的に有意ではなかった。Y群の刑事事件の4択では異選択者が29名、平均14.9点であったところ、順選択者41名、平均14.4点との差も統計的に有意ではなかった。

2013年度では、間1Bの語句説明の3択で、順選択者6名の平均は7.3点だったのに対して、異選択をした者は事件11破産免責の4名のみで平均点は7.8点であった。また、間3の事件説明の

4択では、順選択者13名で平均17.6点だったのに対して、異選択者は26名、平均16.6点だった。いずれの場合も統計的に有意な差はなかった(t検定)。

以上の結果から、順選択者は合致者と同じなので、彼らがレポート作成時に培った知識と、異選択者が試験直前にまとめた学修成果とが同等なレベルであることが推測される。

#### 〈小括〉

前稿では、どうやら自由なレポート作成に対す る過剰な期待があったようで、その期末試験の成 績との関連の弱さを発見した驚きの結果,消極的 な部分を強調しすぎた嫌いがある。今回. 4年間 のデータを並べて冷静に分析すると. 点数の増減 にはそれぞれにそれなりの根拠があることが確認 できた。それでも理想的な学修過程としては、テ キストを熟読し、講義をよく聴いてメモを作り、 質問もしたうえで、レポート作成で基盤知識を固 め、それらの作業を毎週、他のテーマでも反復し たうえ、試験直前におさらいをして期末試験に臨 むというのが望ましい。ところが、この授業では 受講者の質問を自問自答レポートとして作成させ る合理化を行ってしまっているので、上記の理想 的な学修活動に相当な欠落を生じさせているかも しれない。(4)

その他にも、レポートで取り扱った分野は試験 直前には浅くしか復習せず、レポートしていない 範囲のほうが準備ができて試験ではよく記憶して いるという学修パタンも容易に想定されるので、 やはり2,3回程度のレポートのみに過剰な期待を 寄せるのは間違っているだろう。

今後は、時間の経過による忘却効果や既存知識の理解妨害効果など学修前後の多様な要因にも配慮しながら、大学での基盤知識の形成過程について実践と考察を進めて行こうと考えている。

#### 4 補論: 概説科目の照準設定

本稿の目的は大学教育による基盤知識の形成を確認しようとするものであるが、それが容易ではないことを体験し実感するにつれて、大学生の基盤知識自体を確認する必要が感じられるようになってきた。すなわち、中等レベルでの知識や技法(論理的思考や文章作成の能力など)が完成し

ていないから, 高等教育で教授された知識を吸収 したり, 論述したりすることに困難が生じている のではないだろうか, と。

そこで、やや古いデータであるが、10年ほど前に高等学校公民科の基本的な知識の一端を確認してみたことがあるので、それを紹介して考察の範囲を広げておきたい。

# 〈公民科基本事項の記憶喚起テスト:幅広い分布〉

当時、筆者は政治学と法律学の概説科目を何度 か担当していたところ、並行して教養科目でも政 治系・法律系の入門科目がいくつかあったので. それらとの類似性を意識しながら専門基礎科目 (各学問分野への入門編) の独自性やレベルをど のあたりに設定すべきなのか悩んでいたうえに. 教授したはずの内容が試験の論述に反映されにく いことに不安を抱いていた。しかも、授業アン ケートなどから「高等学校で政治経済を選択履修 しなかった」ので選挙制度などの授業内容につい ていけないという一部受講者の率直な感想なども 目にして、そもそも中等レベルの前提知識に欠け ているのではないかと考えるに至り、2004年度後 期の政治学概説と2005年度前期の日本国憲法A という授業の期末テストに三権分立の内訳を尋ね るミニテスト10点分を含めてみたことがある。(5) それぞれの点数の分布は図のとおりである。

高等学校公民科現代社会のテキストをマスターしていれば10点満点が取れるはず<sup>(6)</sup>であるが、大学入学後に数か月を経て暗記内容の記憶が薄れたせいであろうか、平均点は予想外に低かった(政

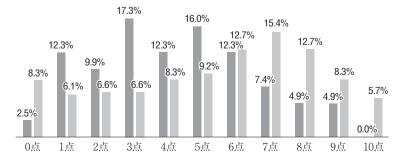
治学で4.2、標準偏差2.32、憲法で5.4、標準偏差2.92)。中等教育でも卒業時に全員が百点満点で卒業するのではないにしても、半分ぐらいは知識が残っていないと習得にならないとすれば、6割くらいはとるのではないかと楽観していたからである。

この結果からの含意は、社会科学に関する受講 者の基礎知識には大きな幅があるということ. し かも、ばらつきが大きいため、授業内容を低中高 どのレベルの受講者に合わせても相当な数の不満 が出かねないという点である(西村ほか1999: 274-275 各発言)。すなわち、低層に合わせればつ まらないし、 高層に合わせれば理解できない者が 続出するであろうし、 はたまた中間に合わせれば 合わせたで、高層にはやや詰まらず、低層にはや や難しいという不満が出るだろう。それでも、も し、中間層の膨らみが大きければ、高・低層から の不満はそれぞれ逸脱か細やかな指摘にすぎない ものとして軽視できるかもしれない、と予想して いたのであるが、その膨らみがなかったので、ど の層に焦点をあてるべきか当惑したような次第で ある。(7) 幸い憲法の方では7点台にピークがある ので、いちおう発展的な内容も加味しながら授業 を行っている。

このような分布が常態であるとすれば、いっそのこと習熟度別にクラス分けをすればよいのかもしれないが(西村ほか1999: 274滝沢発言, 275戸瀬発言), 現実には教職課程の教科に関する科目である法律学概説の場合, 時間割の関係上, クラスや授業を増やすことは教員と学生双方にとっ

# 図 三権分立テストの成績分布 (広島大学の主に1年生対象 2004.2, 2005.7)

- 2004年度後期 政治学概論(教育学部81名)
- 2005年度前期 日本国憲法(教養科目228名)



て難しい。そこで授業内容としては、専門の基礎科目なので入門編から入りながら、いったん解説しだすと最先端の情報でやや高度な内容を盛り込みつつ、最後の試験では基礎的な事項しか尋ねない方向で進めてきている。もしかすると、既存の知識レベルが授業後も維持されると仮定すれば、今後は到達度を固定させた絶対評価ではなく、前提知識を把握したうえで進捗率を計測するという相対評価も成績に考慮しなければならないのかもしれないが、そのような懇切丁寧な評価手段をとっている授業は寡聞にして知らない。

なお、この基本事項の記憶開陳テストと試験問 題の他の点数(大学レベルの内容)との間の相関 係数を調べてみたところ、政治学では0.159、憲 法では0.280と弱い相関しかなかったので、あま り過去の学習記憶に拘泥する必要もなく、見れば すぐに想起できたり、調べればすぐに判ったりす るような事柄はさておいて、大学では質的に異な る独自の発展的内容を学修していけばよいのかも しれない。しかし、他方では不安も残っていて、 基礎的な知識や理解力がないか忘却している場合 には、発展的内容に習熟するのが難しいことも事 実である。たとえば、筆者の授業では、上訴制度 や審級制度を裁判所の構造と判例の意義などと関 連させて学界の通説どおりに法令解釈の統一と人 権保障(再審査の機会)という機能2つを指摘し ながら説明してもらうのが恒例になりつつある が、その平均点はずっと低かった(2011年度3.4. 標準偏差1.85。2012年度4.2, 1.93。2013年度6.6, 1.61)。この間に採点していて気づいたのは、小 中高で繰り返し習う三審制度を答えればよいもの と勘違いするため、せっかく大学で発展的な内容 を教授しても、試験では講義内容を忘れてしまっ ているせいか、元の拙い知識に逆戻りするという 誠に残念な現象に気づくようになった。2013年度 は、その教訓さえも講義で指摘するようになっ て、ようやく合格レベルに達してきているような 次第である。我々は既存知識の学修阻害効果も考 慮し超越しなければならないのである。

## 〈横から縦に:学修プロセスの構想へ〉

その他,基本事項の確認テスト分析から知られた興味深い知見として,(1)教育学部での政治学においては,女性の方が有意に平均点が低かった

(33名3.6点。男性は44名4.7点、両側5%水準。 講義内容にそった期末試験部分のみでは男性が少 し高いが有意ではない)のに対して、教養科目の 憲法では、女性の方が有意に成績が高かったこと (88名6.1点, 男性140名4.9点, 両側1%水準。 期末でも同様). (2) 前者では社会系コースの学生 と他の学科との間で成績に有意差がなかった(25 名3.9点. 他学科56名4.4点。期末も有意差なし) のに対して、後者では学部間に有意な差があった こと (たとえば教育学部生66名5.5点, 理学部生 47名3.9点. 両側1%水準。期末でも有意差あり). (3) 前者では1年生の成績が上級生の成績よりも 良かった(50名4.7点,上級生31名3.5点。両側5% 水準。期末では有意差なし)のに対して、後者で は期末も含めて1年生の方が良い成績であった (179名5.7点. 上級生49名4.2点, 両側1%水準)。

さらに、基本事項のレベルと期末試験結果との相関係数も、政治学では女性-0.006、男性0.327、社会系0.280、他学科0.105、1年生0.282、上級生0.144という数字だったので、1年生の社会系コース男性のほうが比較的成績が伸びやすいだろうと推測されたり、憲法では女性0.097、男性0.317、教育学部0.229、理学部0.345、1年生0.229、上級生0.165なので、1年生の理学部男性のほうが伸びやすいといった仮説が立てられるだろう。

このように社会学的属性や学修パタンを考慮すれば、より効果の挙がる授業の内容と方法が構想できるはずではあるが、そこまで細かく対応するには多大な費用が人的にも必要であって個人的な努力のみでは限界があるだろう。いずれにせよ、授業担当者が受講者側の前提条件をもっと考慮しなければならないことは確かである。

#### 〈註〉

(1) それでも、毎回 Word 版で数十頁ある詳細な 講義メモ(元々は教員個人用に作成)は授業 後まもなく電子掲示板を通じて配布している ので、文書の整理や解読上の混乱は続いてい るようである。これはテキストの記述の要約 にとどまらず、そこに援用されている法令条 文を網羅しているのと、事件と関連する新聞 記事(本来は学生レポートの資料でもある) も念の為に付録につけたりするうえに、今世 紀に入って司法改革が本格化して法制度自体 が改正されたりするので、変更前後の資料を 残して精確を来すと必然的に長くなってしま うのである。

(2) 各年度の出題内容は下記の通りである。2011 年度と2012年度は前稿で省略した部分のみ を提示する。

☆法律学概説 2010年度期末試験問題 (70点分) 2011 2.9

問題1 次の言葉を簡潔に説明せよ。10点×2 A 議員定数不均衡訴訟における「政治の安 定の要請 |

B 裁判における「国家免除」

問題2 今回の授業で学修した次の2つの事件 群XとYから、自らがよく知っているものを 1つずつ選んで、それぞれ事実関係(およそ の歴史的・地理的・制度的背景なども含む) を説明したうえ、事案から引き出される法学 的意義を3つずつ指摘せよ。25点×2

X群 {1 知事の交際費と情報公開, 2 鈴 鹿市の隣人訴訟, 3 別居中の夫婦間にお ける面接交渉権, 4 破産免責}

Y群 | 5 連続射殺魔事件, 6 東京電力O L強盗殺人事件, 7 皮膚科医インサイ ダー取引事件, 8 安楽死事件|

☆法律学概説 2011年度期末試験問題 (70点分) 2012.2.8

問題 1 次の語句について簡潔に説明しなさい。それぞれ10行程度。10点×2

A 裁判における審級制度

B わいせつ表現物の税関検査と憲法上禁止 されている検閲

☆法律学概説 2012年度期末試験問題 2013.2.6 想定解答時間70分間。合計70点。

問1 次の語句を数行程度で説明しなさい。 10点×2

A 審級制度の意義

B 裁判における国家免除

☆法律学概説 2013年度期末試験問題 2014.2.5 問1 次の語句を5行以上で説明せよ。Bは1 つ選び,冒頭に記号を記載。10点×2 A 上訴制度の意義。なお、「慎重 | と「公正 | という言葉を使用しないこと。

B ア)破産免責 イ)文書提出命令(民事 訴訟) ウ)国家免除

問2 衆議院議員定数不均衡違憲訴訟における 1976年最高裁大法廷判決について、制度的・ 社会的な背景や事実関係の概要を述べたうえ で、その事案から導出される法学上の意義を 3つ指摘し、それぞれを簡潔に説明せよ。

 $10 + 5 \times 3 = 25 \, \text{L}$ 

問3 次の事件群からよく知るものを1つ選んで、前問同様の方式で説明せよ。25点

| A 知事交際費情報公開 B 別居親との面接 | 交渉 C 連続射殺魔事件 E 高知安楽死事件 |

- (3) ただし、教材の事件には最高裁の判例が多い ので、ほとんどの事件で審級制度への言及は しつこくしている。
- (4) 10年ほど前には期末試験時の冒頭で2単位 90時間の学修活動の内訳を報告させてみたことが何度かある。すると、受講者が学修時間がその最低限に達していなくても平気でそのまま申告してくるので、このままでは単位認定自体が危ぶまれるのではないかと怖くなって尋ねることを止めてしまった。
- (5) 政治学概説の期末試験(2005.2.4) に問2と して次のような問題を含めた。

「基本概念の復習テスト (10点) ヒント: 10 個は書くことがあるという趣旨です。

現代日本の「三権分立」という政治システム について各機関の権限関係を答えよ。|

回答欄には、各行に立法府→行政府、立法府 →司法府、司法府→立法府、司法府→行政府、 行政府→立法府、行政府→司法府、国民→司法 府の7方向を設け、それぞれの右側丸括弧内に 解答を記入させ、下の余白に2行置いた。採点 基準は甘い目で、たとえば正しくは衆議院のみ であるところを「国会の解散」でも0.5点を付与 して各人の合計点は四捨五入して自然数にした。

(6) 10年前の大学1年生が目にしたであろう一世代前の教科書によれば、国民を含む三権分立の三角図の権限関係の内訳として、小学校では7項目(森ほか2002)、中学校では12項目(堀尾ほか2007)、高等学校では13項目が挙がっている(阪上ほか2003)ので、優に10項目は答えられるという想定である。

(7) そして、この種のテストを止めてしまった。 というのも、これを続けていると予想・準備 されて、低レベルの試験で点数を稼ぐような 行動が出てきても残念であるし、あまり学生 の知識不足を突っついても、その結果、もし、 補充授業をやらさることになったら、中等教 員の資格もないし藪蛇かもしれないと考えた からである。

## 〈参照文献〉

- 岡部恒治ほか編1999『分数ができない大学生』東 洋経済新報社
- 阪上順夫ほか2003 『高等学校 新現代社会』第一 学習社、124頁、図「日本の政治のしくみ」

佐和隆光1985『初等統計解析 改訂版』新曜社. 戸瀬信之1999「日本の大学生の数学力:学力調査」

岡部ほか: 249-264.

- 西村和雄ほか1999「文系学生の数学力 ここが問題! | (座談会 1998.10.30). 岡部ほか: 265-302.
- 畑 浩人2014「概説科目におけるレポート課題の 基盤知識形成効果の検証:法律学概説の講義 体験と成績分布から」学校教育実践学研究 20巻43-52頁.
- 堀尾輝久ほか2007『わたしたちの中学社会 公民 的分野』日本書籍新社,121頁,図「日本の 三権分立のしくみ」.
- 森 隆夫ほか2002『社会6下 小学校社会科』光 村図書出版,22頁,図「三権分立の仕組み」